

郡山市観光懇話会設置要綱を次のように定める。

平成21年 7月22日

郡山市長 原 正 夫

郡山市観光懇話会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市観光振興基本計画の具体的な実施にあたり、市民、観光関連事業者、観光関連団体、行政等が相互に広く意見交換し、その内容について検討するとともに、協働による観光行政の推進や、さらなる観光の振興を図ることを目的に「郡山市観光懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置する。

(事業内容)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項に関して意見交換及び現地視察を行うものとする。

- (1) 郡山市観光振興基本計画に関わる事業に関する事項
- (2) その他観光振興に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体に属する者をもって構成する。

(懇話会)

第4条 懇話会に座長を置き、産業観光部長をもって充てる。

- 2 懇話会は座長が招集し、座長が懇話会を主催する。
- 3 座長は、懇話会が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、産業観光部観光課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、懇話会の運営その他必要な事項は、懇話会において協議する。

附 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。